

令和2年度第2回千葉市福祉有償運送運営協議会議事録

1 日時 令和3年1月18日(月) 14時00分から15時00分まで

2 場所 議会棟 第4委員会室

3 出席者

(1) 福祉有償運送運営協議会委員

加藤委員、山崎委員、松浦委員、横川委員、田口委員、
佐藤委員(会長)

※欠席者：佐藤委員

(2) 事務局

高齢福祉課：高石課長、志田主査、村田主事

4 議題

(1) 更新登録申請について

5 議事の概要

(1) 更新登録申請について

ア 資料1-2に基づき更新登録申請事業者が説明後、質疑を行った。

イ 更新登録申請事業者の説明、質疑後に申請内容について協議、採決を行った。

6 議事内容

(事務局)

委員の皆様お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回千葉市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

本日司会を務めさせていただきます、事務局の高齢福祉課村田と申します。よろしくお願ひいたします。

また、本日の開催につきましては、新型コロナウイルスの感染を防ぐため、窓を開放し換気させていただきますのでご了承ください。

本日ご出席の委員数は総数7人のうち6人で、過半数が出席しているため、本協議会設置条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、関係各課の出席についてですが、緊急事態宣言が発令されていることを鑑み、出席

者数を抑えるため今回は出席なしとしております。ご了承ください。

続きまして、本日の議題は、更新登録1法人を予定しており、申請事業者の協議につきましては、非公開ということにさせていただきますので、委員の皆様にはご了承くださいたいと存じます。

また、その際、申請事業者は退室していただきますので、よろしくお願いいたします。
それでは、初めに、高齢福祉課長の高石よりご挨拶を申し上げます。

(高石課長)

千葉県高齢福祉課長の高石と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

緊急事態宣言の再発令ということで、皆様方におかれましては様々な困難や制約に直面されており、大変ご苦労されていることと存じております。

本市といたしましても、感染拡大防止や市民の生活支援に全力で取り組みを進めていく所存でございます。

本日は、更新登録申請のご審議を皆様をお願いしたいと思っております。感染防止対策を講じての開催につき、皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、委員の交代が1名ございますので、ご紹介いたします。

令和2年11月30日付けで、タクシー運転者の代表 交通労連千葉県交通労働組合、石川文男委員に代わりまして、田口力委員が委嘱されました。

ごあいさつをお願いいたします。

(田口委員)

皆様こんにちは、お疲れ様でございます。

ただいまご紹介いただきました、交通労連よりタクシー運転者の代表といたしまして、前任者の石川の後を務めさせていただきます、田口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

タクシー運転者の代表となっておりますが、交通労連のタクシー関係者からの選出が困難だったこともあり、私はバス関係者でございます。バスも福祉に様々な関係しているところで、皆様のご意見を聞きながら動いていければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは佐藤会長に議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

佐藤です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、次第に沿って、協議会を進めていきたいと思えます。

本日の議題は更新登録申請についてです。

事務局より、事業者へのヒアリング及び協議の流れについて説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の高齢福祉課、志田と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、事前に事業者申請概要を郵送させていただき、事業者及び申請内容等について、ご覧いただいておりますが、これから事業者の方に申請内容等について説明をしていただいた後、質疑応答を行います。

事業者の方へのヒアリング終了後、協議及び承認の可否を図りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、お手元にお配りしている資料のうち、協議に係る申請書類につきましては個人情報等がございますので、協議会終了後に回収させていただければと存じます。

以上でございます。

(佐藤会長)

それでは、議題1、更新登録申請についてヒアリングを実施したいと思います。

申請事業者、特定非営利活動法人健康友の会なのはなさん、お願いいたします。

(特定非営利活動法人ひだまり)

資料1-2に沿って説明

(佐藤会長)

ありがとうございます。

それでは、ただ今説明をいただきました内容につきまして、ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。

(山崎委員)

令和元年度までは、運送回数や走行距離など順調に実績が伸びておりました。私が持っている資料で平成26年と比べると2.3倍、会員数も約1.5倍と、ご利用の皆様が必要とされて、非常に喜ばれていることだと思います。また、幕張地域は人口も多く、地域では欠かせない存在であると聞いております。

しかし、令和2年度はコロナの関係もあり皆様非常にご苦労されているのではないかと思います。サービス自体の影響や利用者の方への影響なども含めて、今後の継続の部分や問題点などがありましたらお聞かせいただければと思います。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

ありがとうございます。

私どもの輸送実績の中身でございますが、近隣の医科歯科含めて約50の開業医あるいは病院に通院する方が主に約8割程度の利用となっております。加えて、お買い物や駅までなどの輸送利用が約2割となっております。

ご質問のお答えといたしましては、令和2年はコロナ禍において受診そのものを控える方がかなりいらっしゃいました。令和元年度と令和2年度11月末までの実績を比較しますと、約7割の水準になっており、約3割減という状況になっております。そうした意味では苦しいというのが正直なところでございます。

しかし、夏以降、新規登録者も増えております。幕張地域は高齢化率が市内でも高い方でございますので、そうした意味ではますます需要が出てくると思っております。

(松浦委員)

車の保有台数は3台で、走行距離が約43,000キロということで、だいたい1台あたり12,000キロほどになりますか、それぞれかなりの距離を走られているということになります。年間で250日あったとしても、1日6回くらいは稼働していらっしゃるということで、運転の方はかなり大変であると思えます。過労など、安全運転に気を付けていただければありがたいと思えます。

逆に言えば、それだけ地元にとってなくてはならない足になっているのではと思えます。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

通院の場合は、自宅から診療所、診療所から自宅への往復で2回の輸送とカウントしております。片道だけのご利用という方はそんなに多くはなく、そうした意味では延べ回数は往復分が含まれております。

(松浦委員)

一般の車で12,000キロ走るといのは結構走られていると思えますので、運転されている方は大変だと思います。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

運転手でございますが、多い方で週3日、ローテーションでまわしており、負荷がかか

りすぎないように配慮しております。

(山崎委員)

3台でまわしているというのは大変でしょうけれども、今後需要が増えるのであれば車を増やしていくなど、そういったことはお考えでしょうか。

(特定非営利活動法人 健康友の会なのはな)

現在もリース台数を増やすことを検討しております。

日によっては、延べ40回の輸送を行うこともあり、17時くらいまでかかってしまっております。できるだけ16時くらいまでには終わりにしたいという気持ちもあります。

(佐藤会長)

ほかにご質問等ございませんか。

ないようでしたら、以上でヒアリングを終了したいと思います。

健康友の会なのはなさん、ありがとうございました。

(佐藤会長)

それでは、申請事業者についての協議及び更新の可否に移りたいと思います。

※申請事業者についての協議内容については非公開

(佐藤会長)

「特定非営利活動法人 健康友の会なのはな」の更新について協議が調ったこととします。

協議結果につきましては事務局より事業者に対して必要な事務手続きをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、次第3「その他」について、委員の方々から何かございますか。

(横川委員)

千葉運輸支局 横川と申します。

我々国土交通省では、令和2年11月末に道路運送法の改正を行いました。その改正に伴いまして、福祉有償運送に関しても変更がございますので簡単にご説明させていただきます。

今回の改正において、福祉有償運送に関しては内容の説明や表現を改め、制度についてよりわかりやすくしたという部分が多くなっております。

まず1つめ、自家用有償運送の区分けが3から2に変わりました。今までは①市町村による有償運送、②NPO等による交通空白地有償運送、③NPO等による福祉有償運送の

3つの類型にわかれておりましたが、改正により、①交通空白地有償運送、②福祉有償運送、どちらも市町村およびNPO等が行う2つの類型に分けられました。よりわかりやすく分別をあらためたものでございます。

次に2つめ、旅客運送事業者に委託することが可能となりました。今回の改正で一番大きく変わった点がこちらでございます。委託することが出来るものとしましては、①運転業務、②運行・整備管理業務、③事業用自動車を使用した運送の3つでございます。留意点といたしましては、①運送実施主体はあくまでも市町村もしくはNPO等であること、②旅客運送事業に不都合を生じさせないこと、③旅客に対して運送事業と混同させないこと、これら3つについて留意していただければと思います。

次に3つめですが、運送する旅客の範囲の細分化でございます。従来は、イ：身体障害、ロ：要介護、ハ：要支援、ニ：その他の4類型になっておりましたが、改正後はイ：身体障害、ロ：精神障害、ハ：知的障害、ニ：要介護、ホ：要支援、へ：基本チェックリスト該当、ト：その他の7類型に分かれて、よりわかりやすくなっております。

最後に4つめですが、インターネット等による運送実施主体の公表です。今までは福祉有償運送を行っている千葉県内の法人の情報は、我々千葉運輸支局の庁舎内において紙面で閲覧することが可能でしたが、非常に手間がかかるということで、インターネットでも閲覧できるようにと制度が改正されております。公表時期や場所については現在調整中ございまして、決まり次第改めてお伝えさせていただきます。

千葉運輸支局からは以上でございます。

(佐藤会長)

ありがとうございました。何かご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(山崎委員)

公表時期はだいたいいつ頃になりそうでしょうか。それと場所というのは。

(横川委員)

公表時期については未定ございまして、場所というのはサイト上を想定しております。千葉運輸支局のホームページでは、皆様により利用していただきやすいようにという趣旨に合致しておりませんので、例えば各自治体様のホームページに掲載を依頼するなどの方法を検討しているところでございます。

(佐藤会長)

ありがとうございました。その他の委員の方々からは何かございますか。なければ事務局よりお願いします。

(事務局)

それでは、事務局より、3点ご報告させていただきます。

1つ目は、平成18年度の制度開始当初から、現在に至るまでの福祉有償運送実施状況について、2つ目は、福祉有償運送事業者の事業廃止について、3つ目は、今年度開始しました補助制度の実施状況についてです。

お手元に配布の資料「千葉市福祉有償運送実施状況について（平成18年度～令和元年度）」をご覧ください。登録法人数、走行キロ、運送回数、登録会員数の4つの分類に分けて平成18年から令和元年度までの各年度の実績を記載したグラフとなります。

1の登録法人数については、平成18年度が15法人でその後、多少の増減はあるものの概ね横ばいでの推移となっておりますが、昨年度に2法人が、事業収支の悪化や人員不足等により事業廃止した結果、令和元年度末で14法人となっております。

2の輸送実績（走行キロ）については年度毎の走行キロを記載したグラフとなります。これは上記に示した登録法人すべての走行キロの総数を示しております。平成19年度に11万6千キロと最長の距離となっておりますが、その後は、各年度概ね10万キロで推移しており、ほぼ横ばいの傾向となっております。

3の運送実績（運送回数）については登録法人すべての運送回数の総数を示しております。平成20年度の7,530回が最少で、そこから増加傾向にあることが読み取れます。

最後に4の登録会員数についてですが、これまでのグラフと同様に全法人の登録会員数の総数を示しております。平成26年度の1,197人が最多で、こちらも2の（走行キロ）と同様にほぼ横ばいの傾向にあります。

以上、昨年度は、輸送実績の大きかった事業者の事業廃止がありましたので、その減少分を考慮すると、既存法人の実績は全体的には増加傾向にあることが読み取れます。

以上、平成18年当初からの福祉有償運送の実施状況について報告となります。

続きまして、福祉有償運送事業者の事業廃止についてです。

令和元年度末時点で、本市の協議会を経て福祉有償運送事業を行っていた法人は14法人16事業所ございましたが、「社会福祉法人 千葉市手をつなぐ育成会」の2事業所「でい・さくさべ」および「でい・まさご」が福祉有償運送事業を廃止することになりました。

当該法人は、施設利用者のみを福祉有償の対象としておりましたが、今後は、障害の公的サービスで送迎をカバーすることができ、また、買い物や通院送迎などの需要があまりないことから、福祉有償運送の実績がほとんどあがらない状況が見込まれるため、令和3年3月27日の有効期限の更新を行わず、事業を廃止することになりました。

最後に、福祉有償運送事業者に対する補助制度の実施状況についてです。

福祉有償運送は、要介護者、障害者等の日常的な移動のニーズ応える重要な事業であるこ

とから、当事業への新規参入を促し、継続的・安定的な運営が行えるよう支援することを目的とし、今年度より事業者への補助事業をモデル事業として実施しております。

補助事業内容については、昨年3月の協議会でご説明させていただきました、お手元に配布の資料「福祉有償事業補助金について」のとおりです。

初年度である今年度は、現在、本市の協議会を経て福祉有償運送事業を行っている14法人への通知のほか、市ホームページなどで周知を行い、2法人から「運営補助」の申請がございましたが、新規で事業を立ち上げる補助金の申請は今のところございません。

今後は、当事業のような財政的支援策に加えて、福祉有償運送事業の意義やドライバーの確保に繋がるような広報・情報発信も検討し、引き続き福祉有償運送事業の充実を図っていきたく考えております。

以上になります。

(会長)

今の説明につきまして何か質問等ございますか。

(会長)

他にございますでしょうか。無ければ以上とさせていただきます。

最後になりますが、冒頭で申し上げましたが、お手元にある資料のうち協議に係る申請書につきましては、個人情報等もございますので、回収させていただきます。

また次回の協議会は、令和3年5月末および7月末に登録期限が切れる法人が1法人ずつございます。

したがって、令和3年4月中の開催を予定しておりますので、皆さまよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日予定していた議題はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして協議会を終了させていただきたいと思ひます。

本日はお忙しいところありがとうございました。